

「日・ルクセンブルク社会保障協定に関する実務説明会」  
2017年6月29日(木) 於:日本貿易会 会議室



# 日・ルクセンブルク社会保障協定 説明会

厚生労働省年金局国際年金課  
日本年金機構事業企画部国際事業グループ

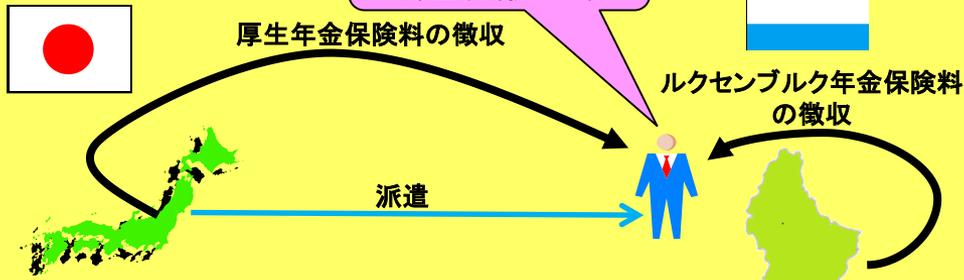
この説明会資料は、2017年6月時点の情報に基づき作成しています。  
最新の情報は、日本年金機構HP等でご確認をお願いいたします。

# 社会保障協定とは

○ 社会保障協定のねらい → 国際間の人的移動の活発化に伴う年金等における課題の解決

## ○ 協定発効前

【二重負担の課題】



○ 日本の厚生年金保険料とルクセンブルクの年金保険料の両方を払うことが必要

【年金受給資格の確保の課題】

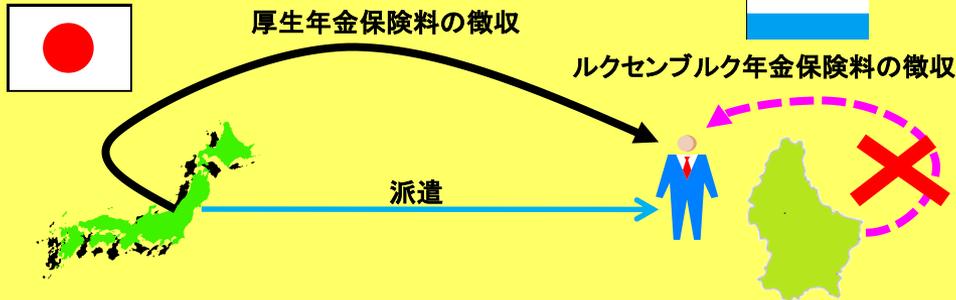
…ルクセンブルク年金の最低加入期間である10年を満たさず、ルクセンブルク年金は不支給。

(ルクセンブルク年金の最低加入期間: 10年)



## ○ 協定発効後

【二重負担の解消】



○ 短期の派遣（5年以内）の場合は、日本の制度にのみ加入し、ルクセンブルク制度への加入義務免除（原則は就労国で加入）。

【年金受給資格期間の通算】

…両国の期間を通算すると40年(34年+6年)となり、ルクセンブルク年金の最低加入期間を満たし、ルクセンブルク年金の受給が可能（ただし、支給額は6年分）。

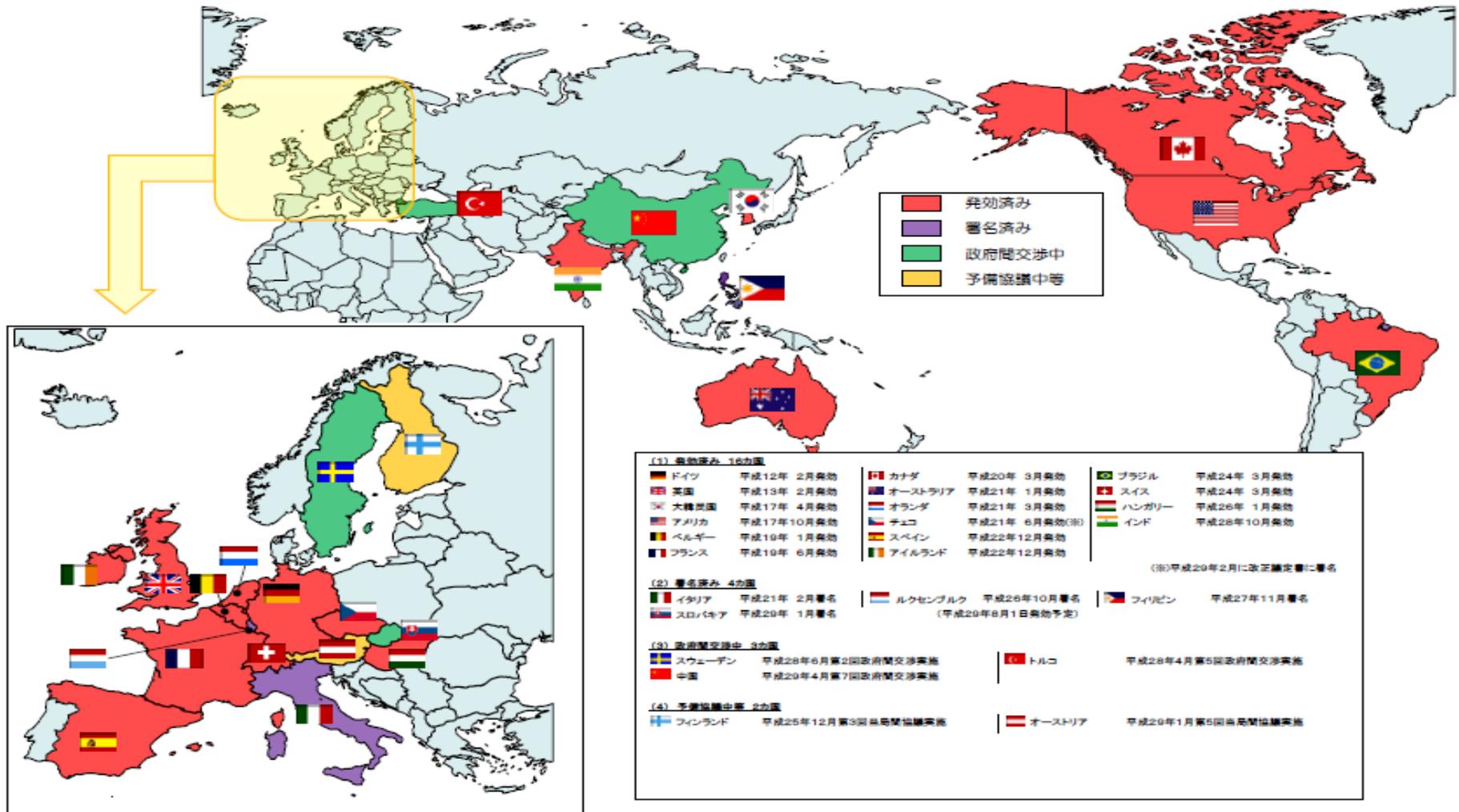
ルクセンブルク年金を6年分支給



# 社会保障協定の締結状況(2017年5月15日現在)

## 社会保障協定の締結状況

2017年5月15日現在



(出典：厚生労働省ホームページ)

# 社会保障協定の締結状況(再掲)(2017年5月15日現在)

## (1) 発効済み 16カ国

 ドイツ	平成12年 2月発効
 英国	平成13年 2月発効
 大韓民国	平成17年 4月発効
 アメリカ	平成17年10月発効
 ベルギー	平成19年 1月発効
 フランス	平成19年 6月発効

 カナダ	平成20年 3月発効
 オーストラリア	平成21年 1月発効
 オランダ	平成21年 3月発効
 チェコ	平成21年 6月発効(※)
 スペイン	平成22年12月発効
 アイルランド	平成22年12月発効

 ブラジル	平成24年 3月発効
 スイス	平成24年 3月発効
 ハンガリー	平成26年 1月発効
 インド	平成28年10月発効

(※)平成29年2月に改正議定書に署名

## (2) 署名済み 4カ国

 イタリア	平成21年 2月署名
 スロバキア	平成29年 1月署名

 ルクセンブルク	平成26年10月署名 (平成29年8月1日発効予定)
---	-------------------------------

 フィリピン	平成27年11月署名
---	------------

## (3) 政府間交渉中 3カ国

 スウェーデン	平成28年6月第2回政府間交渉実施
 中国	平成29年4月第7回政府間交渉実施

 トルコ	平成28年4月第5回政府間交渉実施
--	-------------------

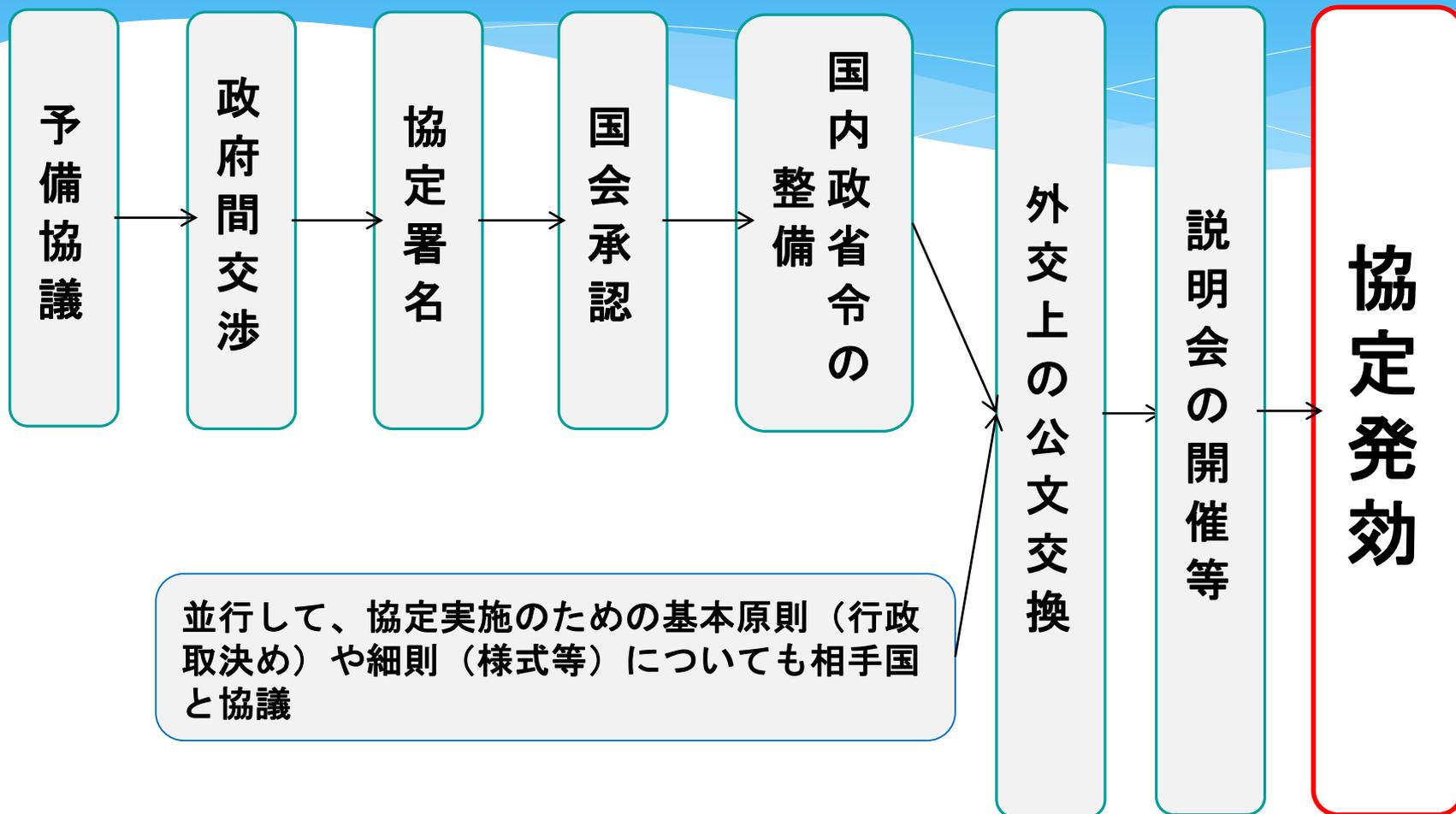
## (4) 予備協議中等 2カ国

 フィンランド	平成25年12月第3回当局間協議実施
--	--------------------

 オーストリア	平成29年1月第5回当局間協議実施
---	-------------------

(出典：厚生労働省ホームページ)

# (参考) 協議開始から発効までのプロセス



# 日ルクセンブルク社会保障協定について

発効日

2017年8月1日

対象となる社会保障制度

両国の年金及び医療保険制度が対象となります。

- ◆ 日 本： 国民年金・厚生年金保険・医療保険制度
- ◆ ルクセンブルク： 老齢、障害及び遺族に関する年金保険・疾病及び出産に係る保険・労働災害及び職業上の疾病に係る保険・介護保険・失業給付並びに家族給付

# 日ルクセンブルク社会保障協定について

## 3つのポイント

- ① 二重負担の解消
- ② 保険期間の通算
- ③ 申請書の代理受理

# 日ルクセンブルク社会保障協定のポイント①

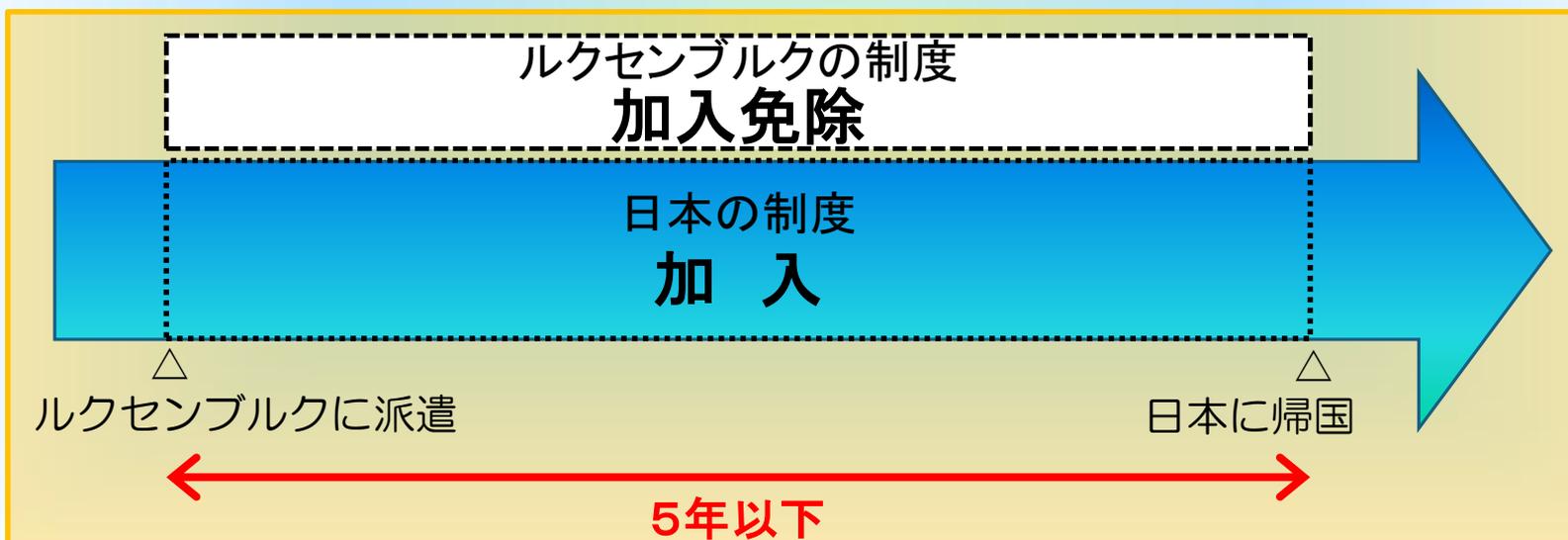
## ～二重負担の解消～

### 日ルクセンブルク協定における適用調整のルール

#### ＜他の社会保障協定と共通のルール＞

- 派遣先国の制度（日本からの派遣の場合にはルクセンブルクの制度）のみに加入することが原則となります。
  - **一定条件**（派遣期間が5年を超えない）を満たす場合には**例外的に派遣元国の制度のみへの加入が可能**となります。

《5年を超えないと見込まれる派遣の場合》



# 日ルクセンブルク社会保障協定のポイント①

## ～二重負担の解消～

### 【重要】国内法による免除措置と協定の関係

- ルクセンブルク国内法による免除措置（年金保険料の本人負担分の免除等）を受けられている方は、協定発効後は協定による免除を受けることとなります。
- これにより協定発効前に負担していた年金保険料の事業主負担分（8%）についても免除されることとなります。
- ルクセンブルク社会保障制度の適用免除を受けるためには、日本において「適用証明書」の発給を受けてください。（必要に応じて、ルクセンブルク側機関に提示してください。）

# 日ルクセンブルク社会保障協定のポイント①

## ～二重負担の解消～

### 【重要】一時派遣期間の延長

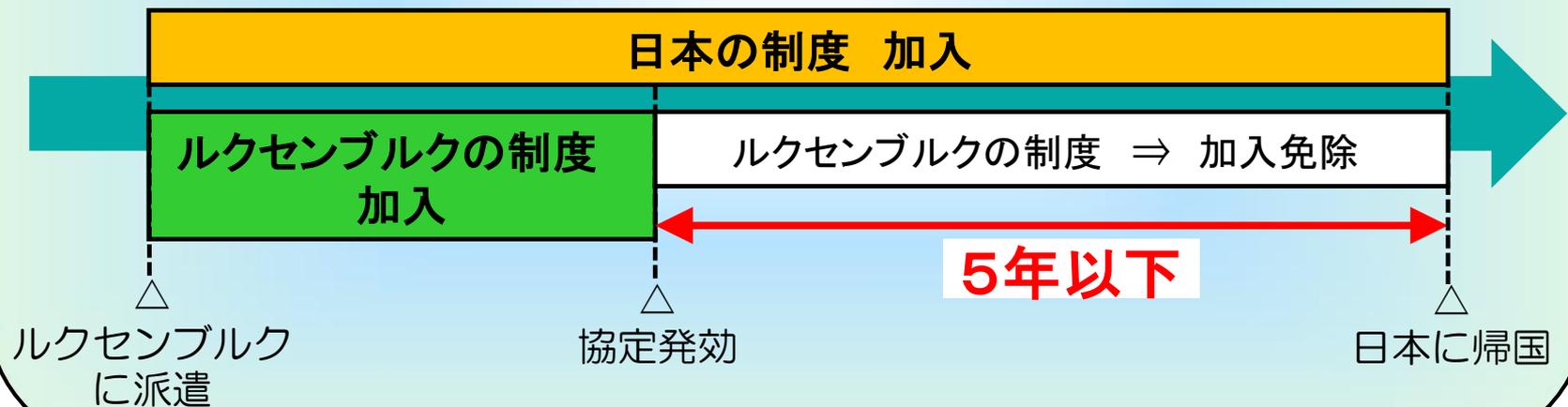
- 本協定に関しては、**派遣期間の延長を認めるとする条文やその他の取決めは存在しません。**
- ただし、協定第10条に基づく協議により、個別の事情を考慮し、ごく短期間の延長を運用上例外的に認めることもあり得ることは両国で確認しているところです。
- なお、日本からルクセンブルクへの一時派遣者に関する派遣期間の延長が認められるか否かは、ルクセンブルク社会保障大臣の個別判断とされています。

# 日ルクセンブルク社会保障協定のポイント①

## ～二重負担の解消～

### 協定発効前から派遣されている方々について

協定発効日の時点において、既にルクセンブルクに派遣され就労している場合、当該発効日を起算点として、予定された派遣の期間が5年以下と見込まれる場合には、ルクセンブルクの制度への加入が免除されます。



# 日ルクセンブルク社会保障協定のポイント①

## ～二重負担の解消～

### 随伴する配偶者・子

日本からルクセンブルクに派遣された被用者に随伴する配偶者については、日本の年金制度及び医療保険制度が引き続き適用されます。なお、ルクセンブルクで就労しない限り、ルクセンブルク制度の適用はありません。

※ ルクセンブルクから日本に派遣された被用者が日本の制度の適用を免除されている場合、その者に随伴する配偶者・子は、一定の条件を満たす場合、日本の制度の適用を免除されます。(ただし、配偶者・子が日本の制度への加入を希望する場合には、その限りではありません。)

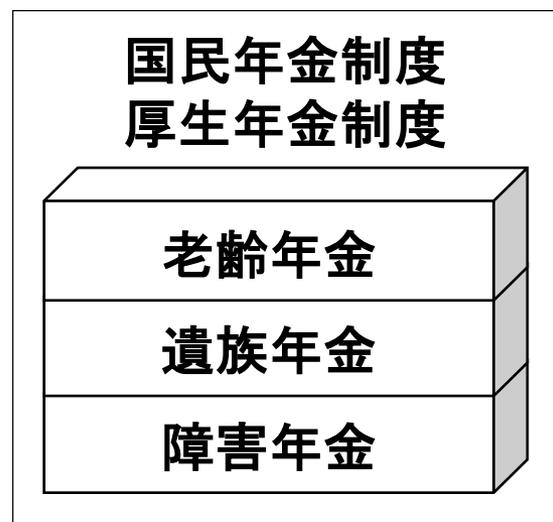
### (参考)厚生年金保険への任意加入

- 上記の例外事由に該当せず、協定により派遣者にルクセンブルク制度への加入義務が生じる(そのため日本の制度への加入義務が無くなる)場合でも、厚生年金保険の特例加入制度に加入することは可能です。
- この場合、ルクセンブルク制度(強制)及び日本制度(任意)に加入することになり、日本制度からの給付額がその分増額されることとなります。

# 日ルクセンブルク社会保障協定のポイント②

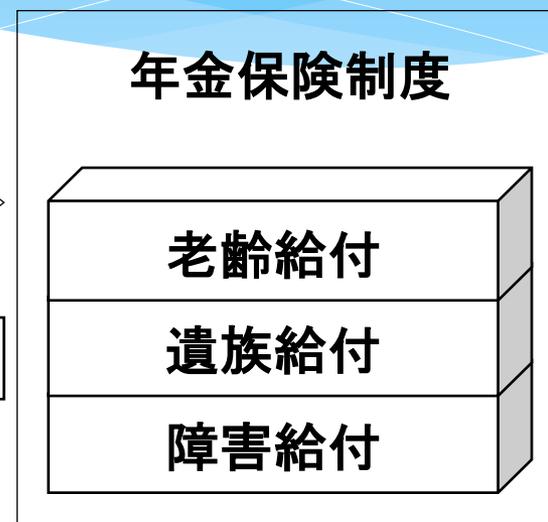
## ～保険期間の通算～

### <日本の年金>



日本側実施機関が支給

### <ルクセンブルクの年金>



ルクセンブルク側実施機関が支給



※年金はそれぞれの国のルールで計算され、支給されます。

# 日ルクセンブルク社会保障協定のポイント②

## ～保険期間の通算～

### 保険期間の通算

- 年金の受給資格要件を満たすために、相手国の年金保険期間を算入することができます。

具体的には、

- ◆ 日本の老齢年金では、10年(※本年7月までは25年)の年金保険期間が必要ですが、日本の期間だけでは10年を満たさない場合、日本の期間と重複しない限りにおいてルクセンブルクの年金保険期間を足し合わせて計算することができます。
- ◆ ルクセンブルクにおける老齢給付では、現在、10年の年金保険期間が必要ですが、ルクセンブルクの期間だけでは10年を満たさない場合、ルクセンブルクの期間と重複しない限りにおいて日本の年金保険期間を足し合わせて計算することができます。

# 日ルクセンブルク社会保障協定のポイント② ～保険期間の通算～

## ■ 老齢年金について(ケーススタディ)

日本の年金保険期間  
5年

日本の年金保険期間  
4年

ルクセンブルクの年金保険期間  
6年

### 協定発効前

#### ◆ 日本(老齢年金)

受給資格要件:10年以上の年金保険期間  
9年 < 10年 → 不支給

#### ◆ ルクセンブルク(老齢年金)

受給資格要件:10年以上の年金保険期間  
6年 < 10年 → 不支給

### 協定発効後

#### ◆ 日本(老齢年金)

9年 + 6年 = 15年 > 10年 → 支給

- ただし、日本の年金給付額は日本の年金保険料を支払った期間に基づいて計算されます。(上記の場合は9年分)

#### ◆ ルクセンブルク(老齢年金)

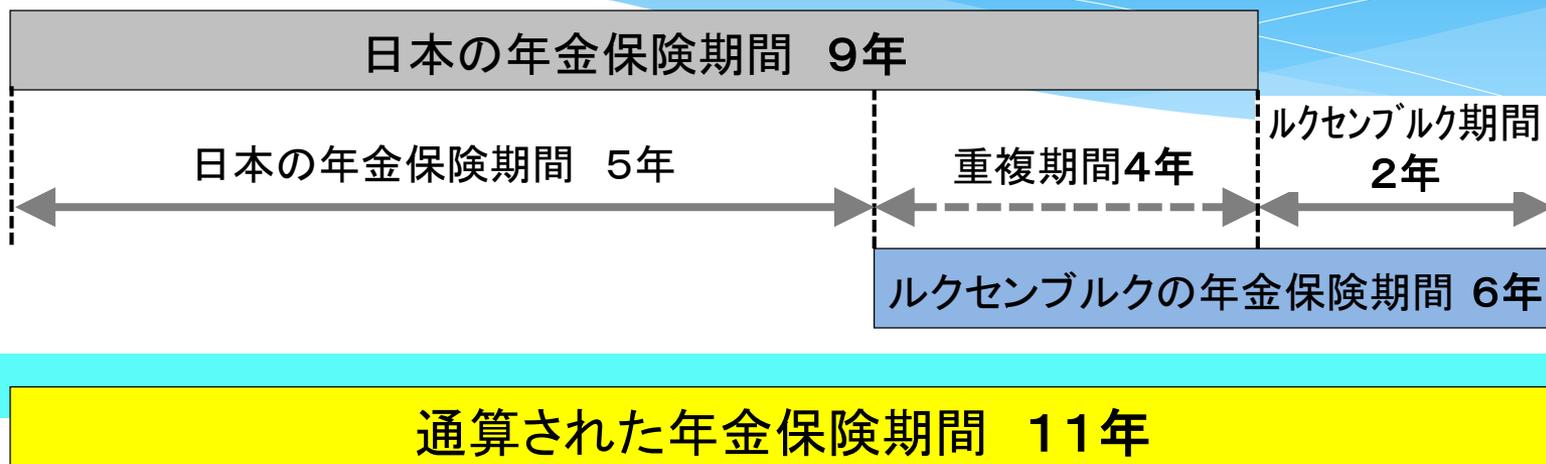
9年 + 6年 = 15年 > 10年 → 支給

- ただし、ルクセンブルクの年金給付額はルクセンブルクの年金保険料を支払った期間に基づいて計算されます。(上記の場合は6年分)

# 日ルクセンブルク社会保障協定のポイント②

## ～保険期間の通算～

### ■ 重複する保険期間がある場合の扱い



**両国の年金保険期間で重複した期間はダブルカウントしません。**

※ ルクセンブルクの年金保険期間と日本の年金保険期間を通算する場合において、重複する期間は算入できません。

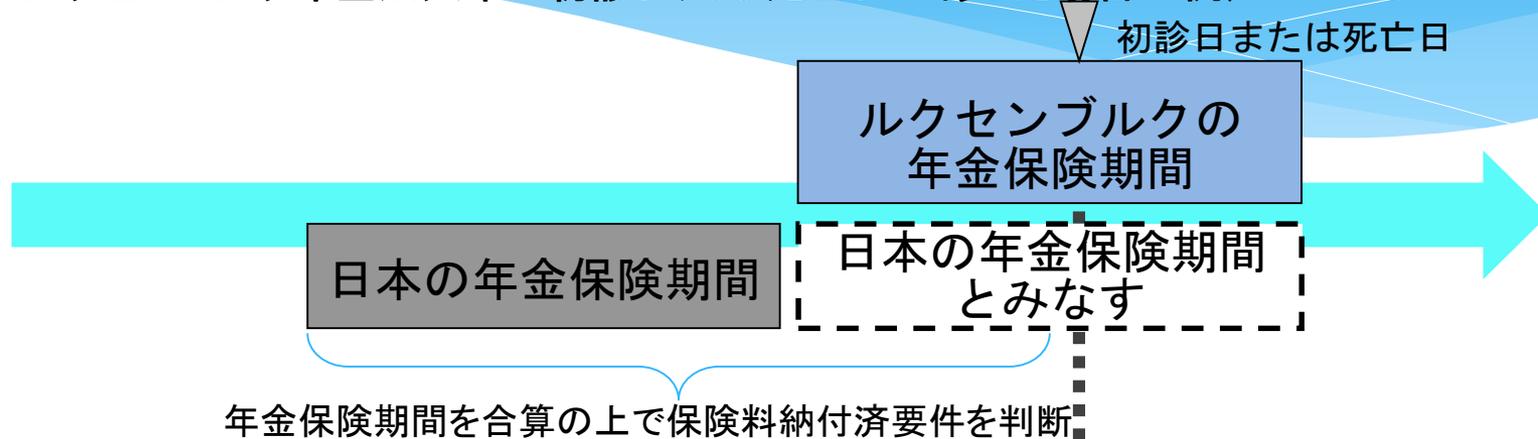
→ 上記の場合には、ルクセンブルクの基準(10年)も満たし、日本の基準(本年8月以降:10年)も満たすこととなります。

# 日ルクセンブルク社会保障協定のポイント②

## ～保険期間の通算～

### ■ 障害年金および遺族年金について

(\* ルクセンブルク年金加入中に初診日又は死亡日があった場合の例)



日本の年金保険期間だけでは保険料納付済要件（初診日または死亡日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が全被保険者期間の3分の2以上であること等）を満たさない場合には、ルクセンブルクの年金保険期間を日本の年金保険期間とみなしてこの要件を満たすことができるか判断します。

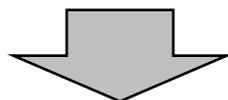
日本の障害年金または遺族年金には「初診日または死亡日において日本の年金制度に加入していること」という支給要件がありますが、初診日または死亡日がルクセンブルクの年金制度に加入中である場合には、日本の年金制度に加入中であつたものとみなすこととなります。

# 日ルクセンブルク社会保障協定のポイント③

## ～申請書の代理受理～

### 協定発効前

- 日本年金の申請は日本の年金担当窓口へ、ルクセンブルク年金の申請はルクセンブルクの年金担当窓口へ、行っていただくこととなります。



### 協定発効後

- 日本の年金担当窓口で、ルクセンブルク年金の申請が可能となります。
- ルクセンブルクの年金担当窓口で、日本年金の申請が可能となります。

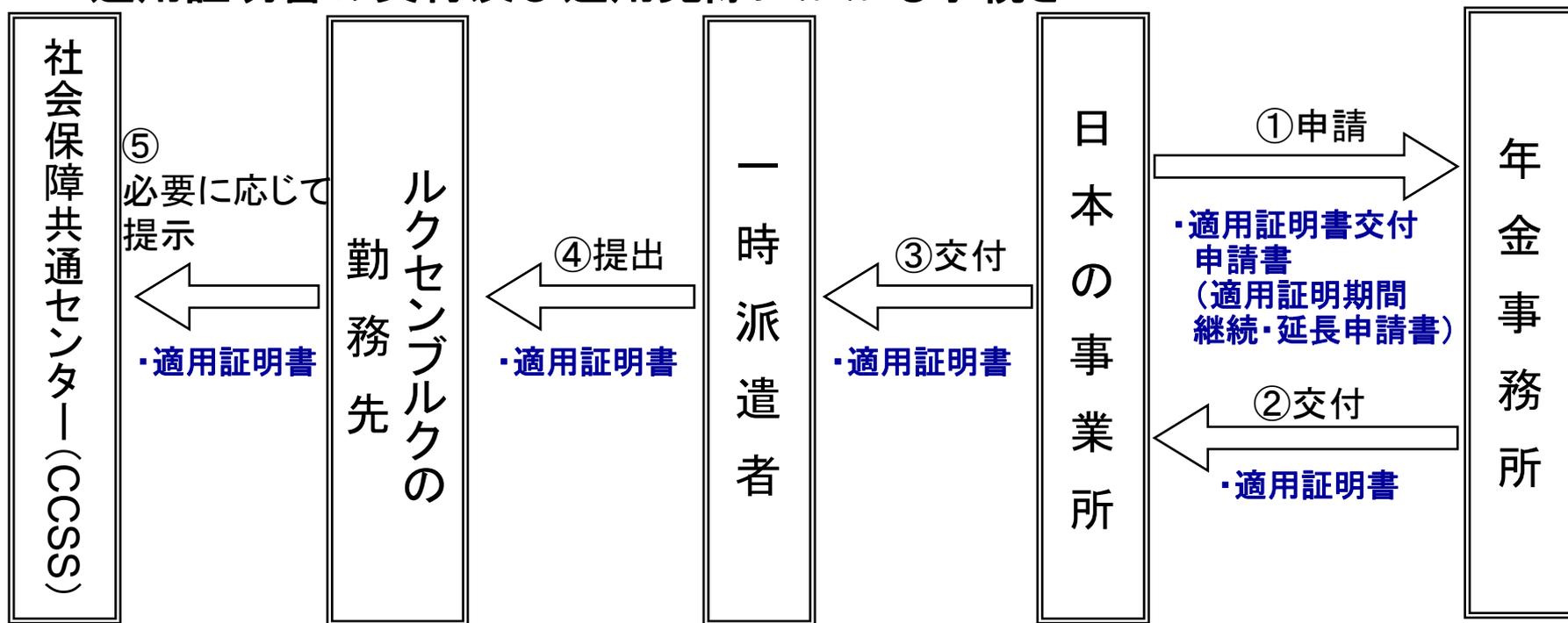
日本で申請が可能となるルクセンブルク年金は次のとおりです。

**老齢給付**  
**障害給付**  
**遺族給付**

# 日ルクセンブルク社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からルクセンブルクへの一時派遣)

ルクセンブルク社会保障制度の適用免除を受けるには、原則的に派遣前に日本において「**適用証明書**」の発給を受ける必要があります。

## ■ 適用証明書の交付及び適用免除にかかる手続き



# 日ルクセンブルク社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からルクセンブルクへの一時派遣)

## ■ 適用証明書(日本側交付分)

(表)

JP/LU 1	
<b>社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との協定</b> <small>CONVENTION DE SECURITE SOCIALE ENTRE LE JAPON ET LE GRAND-DUCHÉ DE LUXEMBOURG</small>	
<b>ルクセンブルクで就労する被用者 / 自営業者のための日本国公的年金及び医療保険各法の適用に関する証明書</b> <small>Certificat concernant l'application de la législation concernant les régimes publics de pension et d'assurance santé japonais pour les travailleurs salariés/independants qui exercent leur activité professionnelle au Luxembourg</small>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>協定第7条、第8条、第9条2、又は第10条 / Article 7, 8, 9, 2 ou 10 de la convention</li> <li>行政決め第5条 / Article 5 de l'arrangement administratif</li> </ul>	
1	<input type="checkbox"/> 被用者 / Travailleur salarié <input type="checkbox"/> 自営業者 / Travailleur indépendant 氏 / Nom de famille 名 / Prénom      生年月日 / Date de naissance <small>(ローマ字 / en lettres alphabétiques)</small> 年/A      月/M      日/J 日本国における住所 / Adresse au Japon 日本国基礎年金番号 / Numéro de pension de base japonaise
2	<b>日本国における事業所 / Lieu de travail au Japon</b> 事業所名 / Nom de la société 所在地 / Adresse
3	<b>ルクセンブルクにおける事業所 / Lieu de travail au Luxembourg</b> 事業所名 / Nom de la société 所在地 / Adresse
4	<b>証明 / Certificat</b> 上記1に指定された就労者は、次の協定条文に該当するため、以下の期間、日本の公的年金及び医療保険制度(協定第2条1)について法の適用を受ける。 Le travailleur désigné sous 1 est couvert par la législation concernant les régimes publics de pension et d'assurance santé japonais (Article 2.1 de la convention), conformément à l'article de la convention ci-après. 該当条文 / Article 期 間 / Période 年/A      月/M      日/J      ~      年/A      月/M      日/J
5	<b>日本の連絡機関 / Organisme de liaison japonais</b> 名 称 / Nom      印 / Cachet 所在地 / Adresse 証 明 日 / Date      年/A      月/M      日/J

(裏)

**【任意記入 / Inscription facultative】**  
 上記1に指定された就労者及び上記2に指定された日本国における事業所の電子メールアドレス  
Adresse électronique du travailleur désigné sous 1 et du lieu de travail au Japon désigné sous 2

電子メールアドレス / Adresse électronique  
 被用者又は自営業者の電子メールアドレス / Adresse électronique du travailleur salarié ou travailleur indépendant  
 日本国における事業所の電子メールアドレス / Adresse électronique du lieu de travail au Japon

**(注 意 事 項)**

- この証明書は、あなたが日本の公的年金制度及び公的医療保険制度に継続して適用されていることを証明するものです。  
この証明書は、表面4に記載されている証明期間中、協定に規定されるルクセンブルクの社会保障制度の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。
- 派遣先のルクセンブルクの事業所へ証明書の写しを提出してください。ルクセンブルク大公国の当局から証明書の提示を求められたときは、提示してください。
- この証明書を紛失または盗難したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、日本における事業主(被用者の場合)又は自身(自営業者の場合)がこの証明書の交付申請をした年金事務所等に再交付申請書を提出してください。
- この証明書により、日本からルクセンブルクに一時的に派遣される者は、協定に基づきルクセンブルクの法令のもとで年金制度と一体的に適用されている労働災害に起因する給付(労災保険制度)についても適用されなくなります。そのため、派遣期間中はルクセンブルク及び日本のいずれの国においても強制的な労災保険制度が適用されない状態となります。  
ルクセンブルクへの派遣期間中は、日本国内の使用者に使用されている海外に派遣される被用者は、日本の労災保険制度の特別加入制度、または民間の労働災害に対する保険に加入することにより、労働災害に対する備えとなります。  
日本の労災保険制度の特別加入制度に関するお問い合わせは、厚生労働省労働基準局労災管理課までお願いします。電話 03-5253-1111 (内線 5436)
- 該当条文について
  - 第7条 被用者
  - 第7条3 自営業者
  - 第8条1 船の乗務員
  - 第8条2 航空機の乗務員
  - 第9条2 公務員
  - 第10条 協定第6条から第9条までの例外

Remarque:  
 1. Ce certificat certifie que vous êtes continuellement couvert par les régimes publics de pension et d'assurance santé japonais. Ce certificat constitue la preuve que vous êtes exempté de la législation sur l'assurance obligatoire du Luxembourg pendant la période spécifiée dans la Partie 4. Vous devez conserver ce document à portée de main.  
 2. Veuillez soumettre une photocopie de ce certificat au bureau où vous travaillez au Luxembourg. Au cas où vous êtes invité à présenter ce certificat par une autorité au Luxembourg, veuillez procéder comme requis.  
 3. Au cas où vous avez perdu ou déchiré ce certificat ou s'il n'y a aucun changement dans le contexte, votre employeur au Japon (en ce qui concerne le travailleur salarié) ou vous-même (en ce qui concerne le travailleur indépendant) devez présenter immédiatement une demande de re-délivrance ou de mise à jour de ce certificat à l'Agence du Service des Pensions du Japon au Japon.  
 4. En vertu du certificat, les personnes qui sont temporairement détachées du Japon à Luxembourg en conformité avec la convention seront exemptées non seulement des régimes de retraite luxembourgeois, mais également de l'assurance accidents du travail du Luxembourg. Par conséquent, vous ne serez pas couvert par une assurance accident de travail quelconque obligatoire ni au Japon ni au Luxembourg pendant votre période de détachement. Il serait souhaitable pour vous d'avoir une assurance accident de travail volontaire en vertu de la législation du Japon ou d'une assurance privée alternative afin d'affronter tout accident de travail pendant vos périodes de détachement au Luxembourg. Si vous avez des questions concernant l'assurance accident de travail volontaire en vertu de la législation du Japon, veuillez prendre contact avec la Division d'Administration sur les accidents de travail, Bureau des Normes de Travail, Ministère de la Santé, du Travail et du Bien-être.  
 Tél. 03-5253-1111 (Poste 5436)

6. Article concerné  
 7.1 Travailleur salarié  
 7.3 Travailleur indépendant  
 8.1 Membre d'équipage d'un navire  
 8.2 Membre d'équipage d'un avion  
 9.2 Fonctionnaires  
 10 Exception aux articles 6 à 9

# 日ルクセンブルク社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からルクセンブルクへの一時派遣)

## 適用証明書交付申請書

※  
日本年金機構  
のホームページ  
から入手可能

国 別 番 号	国 別 番 号	国 別 番 号	国 別 番 号	国 別 番 号	国 別 番 号
2	4	3			

日ルクセンブルク社会保障協定厚生年金保険 健康保険 船員保険 適用証明書交付申請書

※ 正確は記入しないでください。  
◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。

① 事業所の記号 ② 被保険者整理番号 ③ 生年月日 ④ 基礎年金番号

⑤ 被保険者氏名 ⑥ 性別 ⑦ 日本国における被保険者住所 ⑧ 協定相手国

⑨ 就労の形態 ⑩ 協定条文該当区分

⑪ 一時就労開始年月日 ⑫ 就労終了予定年月日

⑬ ルクセンブルクにおける事業所の名称

⑭ ルクセンブルクにおける事業所の所在地

⑮ 適用証明書要否 ⑯ 被保険者氏名(ローマ字)

※ 0. 要  
1. 否

備考

裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。

事業所の所在地及び名称

社会保険労務士の提出代行者印

平成 年 月 日提出

# 日ルクセンブルク社会保障協定の手続き～派遣期間の延長～ (日本からルクセンブルクへの一時派遣)

## 一時派遣期間の延長の手続き

日本の事業主から年金事務所に対して「**適用証明期間継続・延長申請書**」を提出してください。

(注)※再掲

- 本協定に関しては、5年を超える派遣期間の延長を認めるとする条文やその他の取決めは存在しません。
- ただし、協定第10条に基づく協議により、個別の事情を考慮し、ごく短期間の延長を運用上例外的に認めることもあり得ることは両国で確認しているところです。
- なお、日本からルクセンブルクへの一時派遣者に関する派遣期間の延長が認められるか否かは、ルクセンブルク社会保障大臣の個別判断とされています。

# 日ルクセンブルク社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からルクセンブルクへの一時派遣)

## 協定発効前から派遣されている方々の手続き

### ① 日本側での手続き

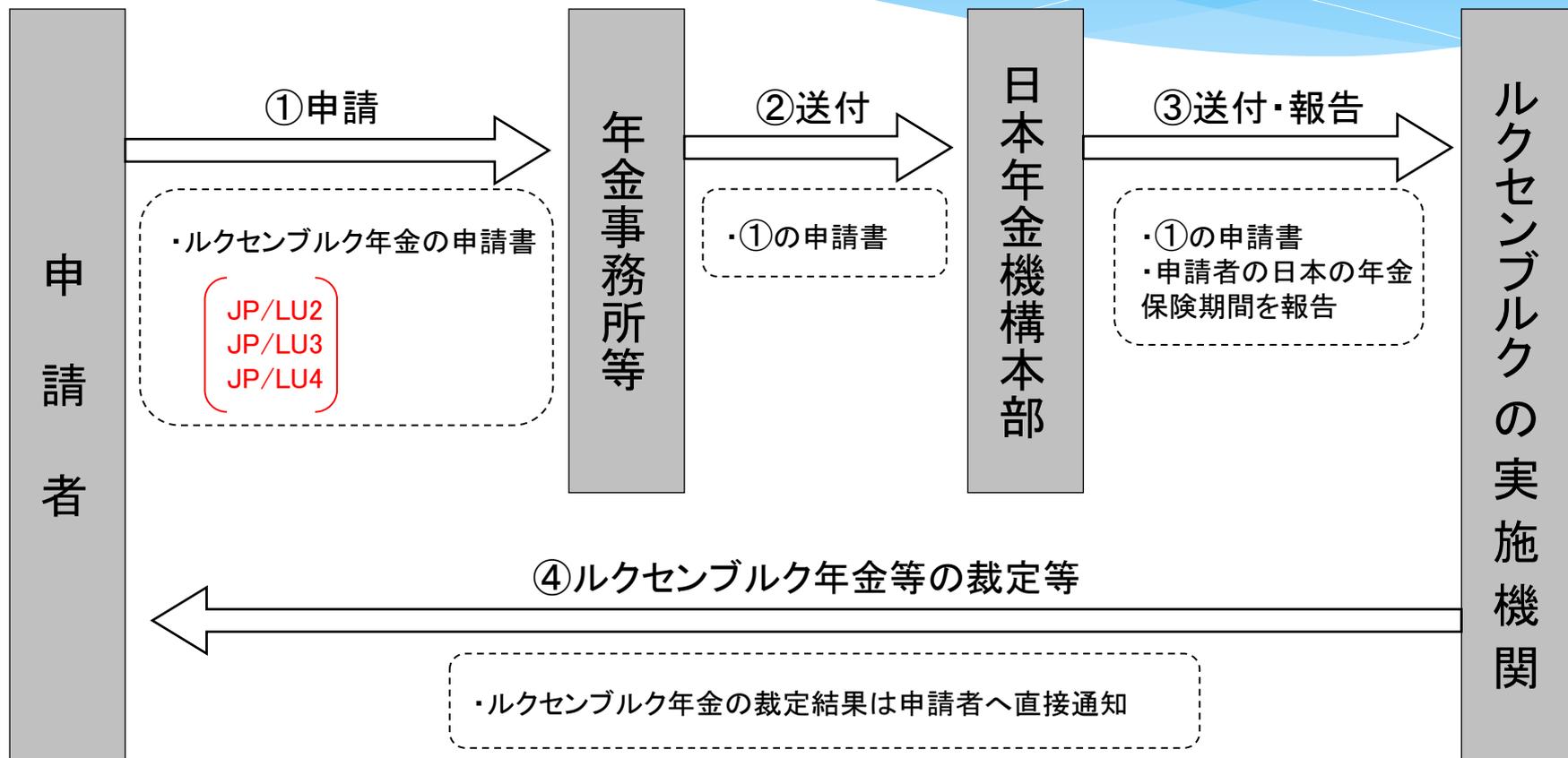
日本の事業主から年金事務所に対して適用証明書の交付申請を行い、適用証明書の交付を受けて下さい。(交付後は派遣者本人に渡して下さい。)

### ② ルクセンブルク側での手続き

CCSS (Centre commun de la sécurité sociale) に対してルクセンブルク制度からの脱退手続きを行って下さい。(その際には、求めに応じて、日本側で発給された適用証明書をご提示下さい。)

# 日ルクセンブルク社会保障協定の手続き ～ルクセンブルク年金の申請～

- ルクセンブルクの年金保険期間を有する日本居住者が、ルクセンブルクの年金を請求する場合の流れ



# 日ルクセンブルク社会保障協定の手続き～適用証明書～ (ルクセンブルクから日本への一時派遣)

## 適用証明書の入手方法

日本への一時派遣者にかかる適用証明書の交付申請については、ルクセンブルクの社会保障共通センター(CCSS)に対して行って下さい。

# 日ルクセンブルク社会保障協定の手続き～適用証明書～ (ルクセンブルクから日本への一時派遣)

## 協定発効前から派遣されている方々の手続き

### ① ルクセンブルク側での手続き

ルクセンブルクの事業主からCCSSに対して適用証明書の交付申請を行い、適用証明書の交付を受けて下さい。(交付後は派遣者本人に渡して下さい。)

### ② 日本側での手続き

日本年金機構(年金事務所)に対して日本制度からの脱退手続きを行って下さい(その際には、ルクセンブルク側で交付された適用証明書を提示して下さい。)

# 日ルクセンブルク社会保障協定の手続き～適用証明書～ (ルクセンブルクから日本への一時派遣)

## ■ 適用証明書(ルクセンブルク側交付分)

(表)

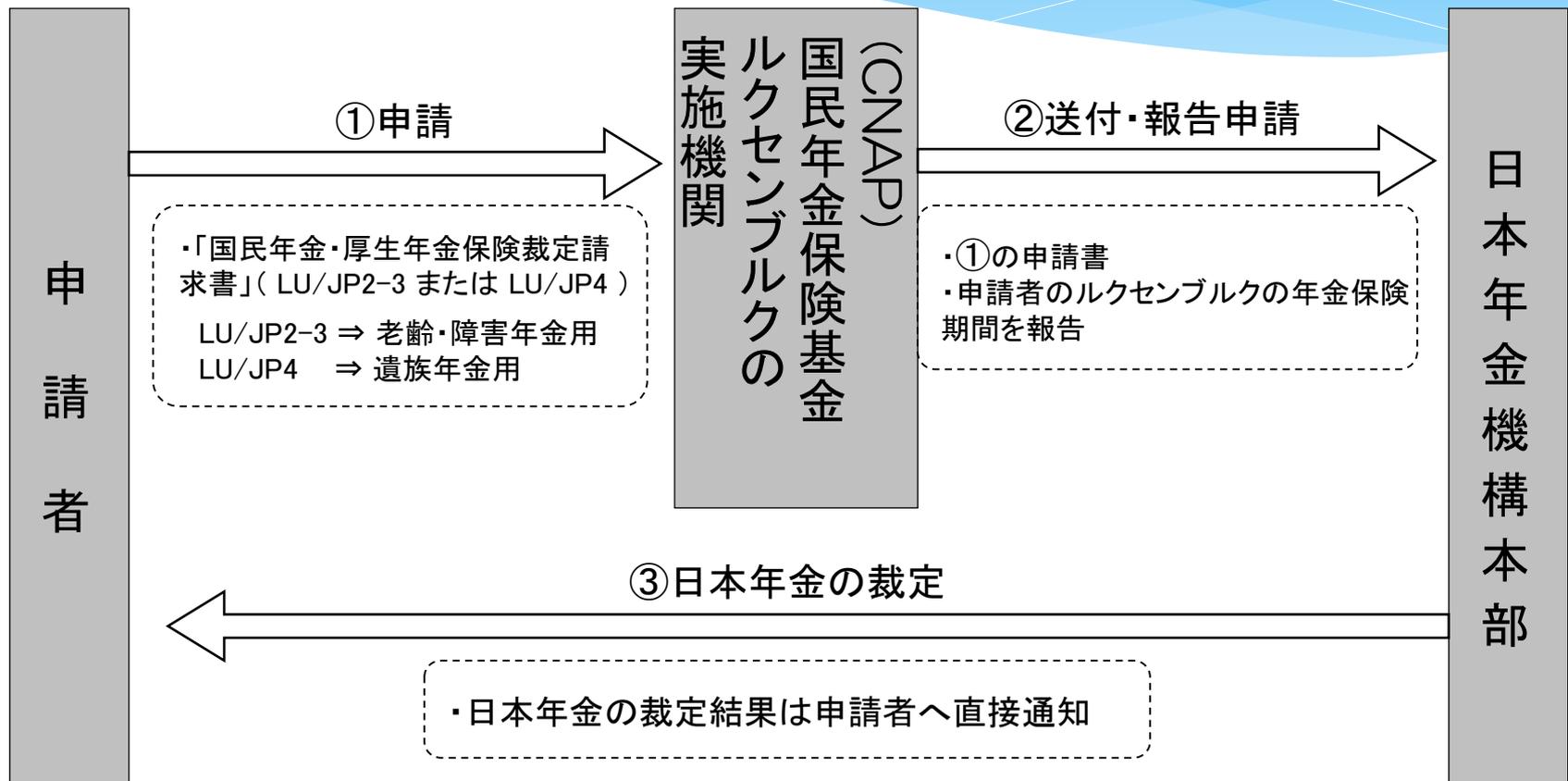
CONVENTION DE SÉCURITÉ SOCIALE ENTRE LE GRAND-DUCHÉ DE LUXEMBOURG ET LE JAPON ルクセンブルク大公国と日本国との社会保障協定		LU/JP 1
Certificat concernant l'application de la législation de sécurité sociale luxembourgeoise aux travailleurs salariés et indépendants qui exercent leur activité professionnelle au Japon 日本で就労する被用者/自営業者のためのルクセンブルクの社会保障法令の適用に関する証明書		
Articles 7, 8, 9 paragraphe 2 ou 10 de la convention / 協定第7条、第8条、第9条2又は第10条 Article 5 de l'arrangement administratif / 行政取決め第5条		
1 <input type="checkbox"/> Travailleur salarié / 被用者 <input type="checkbox"/> Travailleur indépendant / 自営業者		
Nom de famille / 氏		Prénom / 名
		Date de naissance / 生年月日
		A/年 M/月 J/日
(en lettres alphabétiques / ローマ字)		
Adresse au Luxembourg (et év. adresse électronique) / ルクセンブルクにおける住所 (電子メールがあればそのアドレスも)		
Numéro d'identification personnel au Luxembourg / ルクセンブルクにおける個人識別番号		
2 Lieu de travail au Luxembourg / ルクセンブルクにおける事業所		
Nom de la société/ 事業所名		
Adresse (et év. adresse électronique) / 住所 (電子メールがあればそのアドレスも)		
Numéro d'identification personnel de l'employeur au Luxembourg / ルクセンブルクにおける雇用人の個人識別番号		
3 Lieu de travail au Japon / 日本における事業所		
Nom de la société/ 事業所名		
Adresse/ 住所		
4 Attestation / 証明		
Le travailleur désigné sous 1 est couvert par la législation de sécurité sociale luxembourgeoise (Article 2.2 de la Convention), conformément à l'article suivant de la convention. 上記1に指定された就労者は、協定の以下の条文に従い、ルクセンブルクの社会保障法令の適用を受ける(協定第2条2.)。		
Article/ 該当条文		
Période / 期間		
開始日: _____ A/年 M/月 J/日 終了日: _____ A/年 M/月 J/日		

(裏)

5 Institution compétente luxembourgeoise / ルクセンブルクの実施機関	
Dénomination / 名称	
Cachet / 印	
Adresse / 住所	
Date / 証明日	
A/年 M/月 J/日	
Remarques :	
1. Ce formulaire est délivré par le Centre commun de la sécurité sociale, 125, route d'Esch, L-2975 Luxembourg, téléphone +352 40141-1. Il atteste que vous continuez à être couvert par le régime de sécurité sociale luxembourgeoise. Cette attestation sert à prouver que vous êtes exempté de la législation sur l'assurance obligatoire du Japon pour la période indiquée dans la case 4. Il est conseillé de conserver ce formulaire à portée de main.	
2. Vous êtes prié de donner une copie de cette attestation à l'employeur pour lequel vous travaillez au Japon. Le cas échéant, vous devez présenter ce certificat aux autorités japonaises qui le demandent.	
3. Si vous perdez ou détériorez la présente attestation ou si un changement intervient dans votre situation, votre employeur au Luxembourg (si vous êtes salarié) ou vous-même (si vous êtes travailleur indépendant), devez immédiatement demander la délivrance d'un nouveau formulaire ou d'un formulaire redressé auprès du Centre commun de la sécurité sociale.	
4. Sur base de la présente attestation les personnes qui sont temporairement détachées du Luxembourg vers le Japon conformément à la convention, sont exemptées des régimes de sécurité sociale japonais. Si vous avez des questions concernant votre couverture maladie pendant votre séjour au Japon, veuillez contacter la Caisse nationale de santé, téléphone +352 27 57 1, 125, route d'Esch, L-2980 Luxembourg, cns@secu.lu.	
5. Article concerné ・7.1 Travailleur salarié ・7.3 Travailleur indépendant ・8.1 Membre d'équipage d'un navire ・8.2 Membre d'équipage d'un avion ・9.2 Fonctionnaire ・10 Exception aux articles 6 à 9	
( 注 意 事 項 )	
1. この用紙は、社会保障共通センター (125, route d'Esch, L-2975 Luxembourg, 電話番号+352 40141-1) が発行します。この証明書は、あなたがルクセンブルクの社会保障に継続して加入していることを証明するもので、上記4に記載されている期間は日本の社会保障義務を定めた法律の適用が除外される扱となりますので、大切に保管してください。	
2. この証明書のコピーを日本の雇主に提出してください。万一の場合、この証明書を日本の担当機関に提示しなければなりません。	
3. この証明書を紛失または破損したとき、または状況に変更が生じたときは、ルクセンブルクにおける雇用人 (被用者の場合) かあなた自身 (自営業者の場合) が、社会保障共通センターに新たな証明書が訂正した証明書の交付を直ちに申請しなければなりません。	
4. この証明書により、ルクセンブルクから日本に一時的に滞在する者は、協定に基づいて日本の社会保障制度の適用を除外されます。日本に滞在中の医療保険の適用については、国民健康基金 (電話+352 27 57 1, 住所 125, route d'Esch, L-2980 Luxembourg, cns@secu.lu) まで問い合わせてください。	
5. 該当条文について ・第7条1 被用者 ・第7条3 自営業者 ・第8条1 船の乗務員 ・第8条2 航空機の乗務員 ・第9条2 公務員 ・第10条 協定第6条から第9条までの例外	
2	

# 日ルクセンブルク社会保障協定の手続き ～日本年金の申請～

## ■ 日本の年金保険期間を有するルクセンブルク居住者が、日本の年金を請求する場合の流れ



# 日ルクセンブルク社会保障協定の手続き ～日本年金の申請～

## 日本年金の申請に当たっての留意点

- **年金の申請**  
年金を受給できる年齢になった時点以後に、年金担当窓口へ、裁定請求書に必要書類を添えて、提出してください。
- **年金の支払**  
受給権発生日の翌月分から支給されます。  
原則、支払は年6回(偶数月)、1回につき2ヶ月分が支給されます。
- **支払の時効**  
年金の支払の時効は**5年**です。

# 日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/>

または

日本年金機構 社会保障協定

検索

- 社会保障協定の概要・手続きを説明
- 各申請書が入手可能
- 協定相手国のホームページのリンク先を掲載

- 直近の協定発効状況を掲載

日本年金機構 Japan Pension Service

検索 ホーム サイトマップ International

日本年金機構について アニュアルレポート(年次報告書) 採用情報

年金に加入している方これから加入する方 年金を受給している方これから請求する方 事業主の方 年金Q&A 申請・届出様式 全国の相談・手続き窓口 電話での年金相談窓口

トップ > 年金について > 社会保障協定

### 社会保障協定

4-4-13-5068 更新日: 2013年11月27日 印刷用ページ

#### 社会保障協定とは何ですか？ 社会保障協定を締結する背景・目的

国際的な交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働くことや、将来を海外で生活される方が年々増加しています。海外で働く場合は、働いている国の社会保障制度に加入する必要があるため、日本の社会保障制度との保険料と二重に負担しなければならない場合が生じています。また、日本や海外の年金を受けとるためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、保険料の掛け捨てになってしまうことがあります。

社会保障協定は、

- 「保険料の二重負担」を防止するために加入するべき制度を二国間で調整する（二重加入の防止）
- 保険料の掛け捨てとならないために、日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにする（年金加入期間の通算）

ために締結しています。

#### 各国との社会保障協定発効状況

2013年8月現在、社会保障協定の発効状況は以下のとおりです。日本は17ヶ国と協定を署名済みで、うち14ヶ国分は発効しています。【保険料の二重負担防止】「年金加入期間の通算」は、日本とこれらの国の間のみで有効であることにご注意ください。

(注) イギリス、韓国及びイタリアについては、「保険料の二重負担防止」のみです。

協定が発効済の国	ドイツ	イギリス	韓国	アメリカ	ベルギー	フランス	カナダ	オーストラリア	オランダ	チェコ	スペイン	アイルランド	ブラジル	スイス
署名済未発効の国	イタリア	インド	ハンガリー											

年金用誌集

パンフレット

社会保障教育教材

# 日本年金に関する問い合わせ先

- 一般的な年金相談に関するお問合せ（ねんきんダイヤル）

（日本国内からおかけになる場合には）

**0570-05-1165**（ナビダイヤル）

（海外からおかけになる場合等には）

**+81-3-6700-1165**（一般電話）

※通話料は発信者負担となります。

※受付時間等の詳細は日本年金機構のHPでご確認ください。

ルクセンブルク年金に関する問い合わせ先

## 国民年金保険基金

(CNAP)

<http://www.cnap.lu/> (仏語)